

指定居宅介護支援事業所 各位  
指定福祉用具貸与事業所 各位  
指定介護予防福祉用具貸与事業所 各位

堺市介護保険課長

### 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

平素は、本市介護保険制度の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて今般、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス・居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年老企第 36 号）等の一部改正により、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて厚生労働省より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙 1〔9 福祉用具貸与費（2）ウ〕及び別紙 2〔11 介護予防福祉用具貸与費（2）ウ〕の（ ）から（ ）に該当し、医師の医学的所見に基づき指定福祉用具の貸与が必要な方は、「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」と「居宅サービス計画書（第 1 表、第 2 表、第 3 表、第 4 表）」を管轄の区役所地域福祉課に提出してください。

また、同様に、介護予防福祉用具の貸与が必要な方は、介護予防サービス計画原案を作成した管轄の地域包括支援センターに相談の上、「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」と「介護予防サービス・支援計画表（A 表、B 表、C 表、D 表、E 表）」を管轄の区役所地域福祉課に提出してください。

なお、現在、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員が貸与可と判断した「車いす及び車いす付属品」及び「移動用リフト」につきましては、今般の「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」の提出は必要ありません。

ただし、認定の更新、要支援・要介護状態区分又は指定居宅介護支援事業所の変更があった場合には、再度作成し提出してください。

本通知の適用は平成 19 年 4 月 1 日からです。

《お問い合わせ先》  
堺市 健康福祉局 福祉推進部  
介護保険課 調整係(給付担当)

松下、山本、おおつき大槻

TEL 072-228-7513

FAX 072-228-7853